

議案第 79 号

建物の無償譲渡及び土地の減額貸付について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

建物の無償譲渡及び土地の減額貸付について
下記により建物を無償で譲渡し、及び土地を減額して貸し付ける。
記

1 譲渡及び貸付けの目的

特別養護老人ホーム

2 譲渡及び貸付けの相手方

東京都台東区東上野三丁目 18 番 11 号

社会福祉法人 東京援護協会

理事長 中 村 明 彦

3 譲渡

(1) 譲渡物件

ア 建物（付属する備品等の物品を含む。）

所 在	東京都板橋区東坂下二丁目 2 番 22 号
構造等	鉄筋コンクリート造地上 4 階地下 1 階建て
面 積	6, 672. 88 平方メートル

イ 4(1)の貸付物件上の工作物及び立木

(2) 譲渡条件

ア 譲渡物件は、特別養護老人ホームとして使用する。

イ 譲渡物件内において、板橋区が地域包括支援センターを運営する場合は、同センターを運営する場所を無償で使用させる。

4 貸付け

(1) 貸付物件

土地

所 在	東京都板橋区東坂下二丁目 5 番 2
地 目	宅地
面 積	4, 3 9 8 . 7 0 平方メートル

(2) 貸付方法

一般定期借地権設定契約

(3) 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 5 年 3 月 3 1 日まで（5 0 年間）

(4) 貸付料

月額 1, 0 3 0, 8 5 0 円

貸付料は、社会経済情勢に大幅な変動があった場合を除き、原則として 3 年ごとに消費者物価指数を踏まえて改定する。

(5) 貸付条件

ア 貸付物件は、特別養護老人ホームの敷地として使用する。

イ 貸付物件は、転貸等することができない。

ウ 譲渡物件の除却費用は、板橋区と相手方が建物等を使用した月数に応じて按分し、板橋区と相手方がそれぞれ負担する。

（提案理由）

建物を無償で譲渡し、及び土地を減額して貸し付ける必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号及び第 2 3 7 条第 2 項の規定に基づき提出するものである。